

1 小学校英語における特別非常勤講師制度の教授可能領域の拡大

1 現状と課題

(1) 現状

- 次期学習指導要領では、子どもたち一人ひとりが未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められている。特に、グローバル化の急速な進展により、豊かな国際感覚や英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが重視され、2020年度から小学校における英語教育を充実することが示されている。
- 本県においても、小学校において早期化・教科化される英語教育改革に確実に対応するとともに、子どもたちがこれからの激変する社会に対応し、国際人として活躍できる資質・能力を身に付けるためには、小学校から専門的な知識とスキルがある人材による指導が不可欠であると考えている。
- 一方で、原則として学級担任がその授業を行うこととされているが、英語力と指導力の両方を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研修や教材研究等による負担が増大し、現在問題視されている教員の多忙化が更に増大することが予想される。

※H28 長野県内公立小学校教員数 6,354 人中、英語免許状の所有者は 478 人、7.5%

(2) 課題

- 国際人として活躍できる資質・能力の育成に向けた外国語教育における質の向上
- 小学校教員の英語力・指導力不足と、多忙化が問題視されている教員の負担軽減

2 提案内容

専門的な知識とスキルがある地域・民間人材を十分に活用できるよう、免許法に規定する特別非常勤講師制度を弾力化する。

(現行)

教育職員免許法では、あくまで学級担任による教授が前提となっており、教員免許を有しない特別非常勤講師の教授可能範囲は「教科の領域の一部に係る事項のみ」と、限定的なものとなっている。

(改正案)

特別非常勤講師の教授可能範囲を、小学校の教科「外国語（英語等）」については、「教科の領域の全て」とする。

3 提案が実現した姿

- 専門的な知識とスキルがある人材による通年指導により、英会話などの領域の一部だけでなく、英語4技能（聞く、話す、読む、書く）を効果的に指導することが可能となる。
- 専門的な知識とスキルがある人材を特別非常勤講師として登用することは、研修等によって小学校教員の英語力の向上を図ることよりも効率的であるとともに、ALT と異なり授業全てを任せることが可能となるため、教員の負担軽減につながる。
- 地域人材を活用することで、英会話講師やかつて海外に在住していた方などの地域に眠っている人的財産の有効活用につながるとともに、地域と学校との連携促進にも繋がる。
- 本県の場合、単級の山間地小規模校が多いため、全小学校への英語専科教員の配置は難しく、非常勤講師による対応が必要となるが、退職教員の活用や免許を持たない地域・民間人材の活用により、必要な非常勤講師数の確保が期待できる。
- 特別非常勤講師は、雇用しようとする者から都道府県教育委員会への事前の届出を行えばよい「届出制」であり、審査が必要な特別免許状に比べて柔軟な対応が可能である。

特別非常勤講師制度とは

特別非常勤講師とは、学校教育の多様化への対応やその活性化を図ることを目的として、教員免許状を有しない地域の人材や多様な専門分野の社会人を教科の領域の一部を担当する非常勤講師として学校に迎え入れる制度。

あらかじめ任用しようとする者から授与権者（都道府県教委）への届出が必要（届出制）。

【使用例】

国語：書道（書道家）、音楽：和太鼓（和太鼓奏者）、外国語活動：英会話（英会話教室講師）等

◆教育職員免許法

（免許状を要しない非常勤の講師）

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
～

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。

2 職業能力開発短期大学校からの大学への編入学

1 現状と課題

○大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業者を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は、工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。

【本県の工科短期大学校2校】

- ・240名の定員に対し、博士13名、修士6名を含む、6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施
- ・年間18時間(1コマ90分)を1単位とする単位制により、専門学校から大学への編入学基準(2年間、1,700時間)を上回る、2,808時間(156単位*)の授業時間を確保
- ・実習等で使用する機器類についても、工学系の大学にそん色のない設備を導入

※職業能力開発促進法では、学修について、時間数で規定されており、校独自の基準で単位換算。

○平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となったが、編入学については、この単位認定の実施状況を踏まえ、検討することとされた。

○また、平成29年9月27日付け「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」において、平成27年度の実績調査の結果単位認定は皆無であったことから、職業能力開発短期大学校が大学との間で単位互換等の取組を進めるよう促すことを求めるとの対応方針が示されているところ。

○当県としては、平成29年9月に信州大学工学部と当県の職業能力開発短期大学校との間で連携協定を締結したところであり、今後単位互換に係る検討を実施していく予定。

【信州大学工学部、長野県工科短期大学校及び長野県南信工科短期大学校との連携に関する協定書】

(連携事項) ①学生の教育に関すること②学術研究に関すること③地域貢献及び産学官連携に関すること
(H29.9.13締結)

○しかしながら、単位互換は、職業能力開発短期大学校の卒業生が、大学に進学する場合、既修得単位として認められるものであるため、入学試験の準備、2年の修学期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等編入学に比べて学生の負担が大きく、実績の積み上げは困難と想定される。むしろ、既に編入学が認められている専修学校の専門課程のカリキュラムの内容との比較により検討を行うべきと考える。

2 提案内容

○学校教育法第124条において「他の法律に特別の規定があるもの」について、専修学校としては認められておらず、その特例として、工科短期大学校の修了者に大学への編入学の受検資格を与える。

【関係条文】学校教育法 第132条

- ・専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣に定める基準を満たすものに限り)を修了した者は、文部科学大臣に定めるところにより、大学に編入学することができる。

3 提案が実現した姿

- 高度な知識・技術の修得を目指す意欲ある学生の進路選択の幅を広げることが可能となる。
- 工科短期大学校による実践的教育で培われる高い技術力に加え、大学における教育研究による研究開発力やマネジメント力を備えた、今後の県内のものづくり産業を発展させるイノベティブな人材を育成できる。
- 工科短期大学校の進学先としての魅力の向上により、地元で学び、地元の企業を知り、地元で就職する「郷学郷就の産業人材」が増えることが期待される。
- 専修学校では対象とならない、職業能力開発促進法に基づく運営交付金や施設整備等補助金による財源措置により、安定した学校運営が引き続き可能となる。

【編入学に係る関係条文】

学校教育法（抜粋）

【短期大学】

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑥ 略

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧ 略

【高等専門学校 大学への編入学】

第百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

【専修学校】

第百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

【大学への編入学】

第百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

3 在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し

1 現状と課題

(現状)

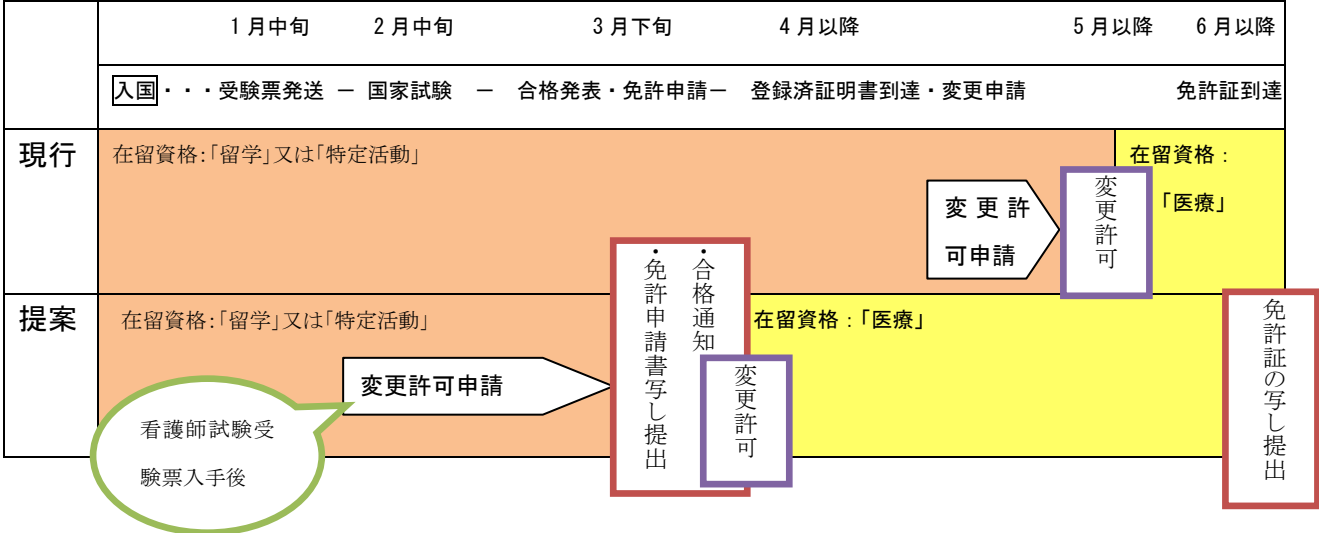
- 看護師免許や准看護師免許を取得し、日本国内で就労することを希望する外国人は、在留資格「留学」又は「特定活動」で入国し、看護学校等で学んでいる。
- 看護師資格合格後(例年3月下旬)就労するためには在留資格を「医療」に変更する必要がある。
- 在留資格の変更許可申請には、日本の看護師の資格を有することを証明する文書(免状または証明書等)の写しが必要となり、看護師の場合は、登録済証明書又は免許証の写しを提出している。

(課題)

- 免許申請後、登録済証明書が届くのが4月1日以降になり、それから在留資格変更許可申請をして許可が下りるのは5月以降になる。
- 本来であれば4月1日から正職員として採用したいが、4月1日時点では在留資格は「留学」又は「特定活動」であり、在留資格が「留学」の場合、週28時間の労働という制約がつくため、在留資格「医療」への変更許可が下りるまでの間、他の日本人看護師と同様に扱うことができない(在留資格が「特定活動」の場合は、就労に制約がある場合がある)。
- 3月末で在留期間が切れる場合には、一旦帰国を要する。

2 提案内容

在留資格の変更を4月1日までに終了させるため、看護師国家試験の受験票を添付することにより、看護師免許以外の必要事項に関する審査を先行して実施し、その後、合格通知及び看護師免許の申請書の写しの提出をもって、在留資格「医療」を付与する。(看護師の免許証の写しは後刻提出する。)



3 提案が実現した姿

- 新規就労者の多い4月1日から医療機関の勤務体制が確保され、外国人看護師の職場への受入れが円滑になる。
- 4月1日から日本人看護師と同等の労働条件で働けることにより外国人看護師のモチベーションが向上する。

4 旅館・ホテルにおける技能実習受け入れの要件緩和

1 現状と課題

- 技能実習制度により旅館・ホテルが外国人実習生を受け入れる場合、客室清掃やベッドメイキング作業（ビルクリーニング作業に該当）は技能実習2号、3号として最長5年の在留が可能である。一方、旅館・ホテルの接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務は、技能実習1号により在留が最長1年までとされている。

表 旅館・ホテル等の業務内容と該当する在留資格

区分	業務内容	該当する在留資格
接客部門	フロント（受付）	【技術・人文知識・国際業務】 ◆自然科学若しくは人文科学分野に属する技術又は知識を要する業務（修めた学問と業務とに関係性が必要） ◆外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務（外国の社会、歴史伝統の中で培われた発想・感性をもとにした一定水準以上の専門的能力が必要）
	レストラン・宴会係 サービススタッフ（接客係・仲居等）	【技能実習】 ◆1号のみ（1年間）
調理部門	調理師	【技能】 ◆外国料理の調理師（実務経験者）
	調理補助 配膳・洗い場	【技能実習】 ◆1号のみ（1年間）
清掃部門	客室清掃・ベッドメイク	【技能実習】 ◆公的な技能評価を経て、2号3号へ移行可（最長5年）

- しかしながら、これら多岐にわたる一連の業務は1年以内の実習期間では十分な技術習得・向上が難しく、外国人を雇用または実習受入を実施している旅館、ホテルからも、接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務の実習期間の延長の要望が寄せられている。

【旅館・ホテルへのヒアリングで聞かれた意見】

- ・人材不足解消を求めているのではなく、接客、調理補助、配膳などの業務を通じて、日本のおもてなしや文化を学んでほしいと考えている。それには（単純技能の）1年は少なすぎる。
- ・1年の技能実習では技術が身につかない。

2 提案内容

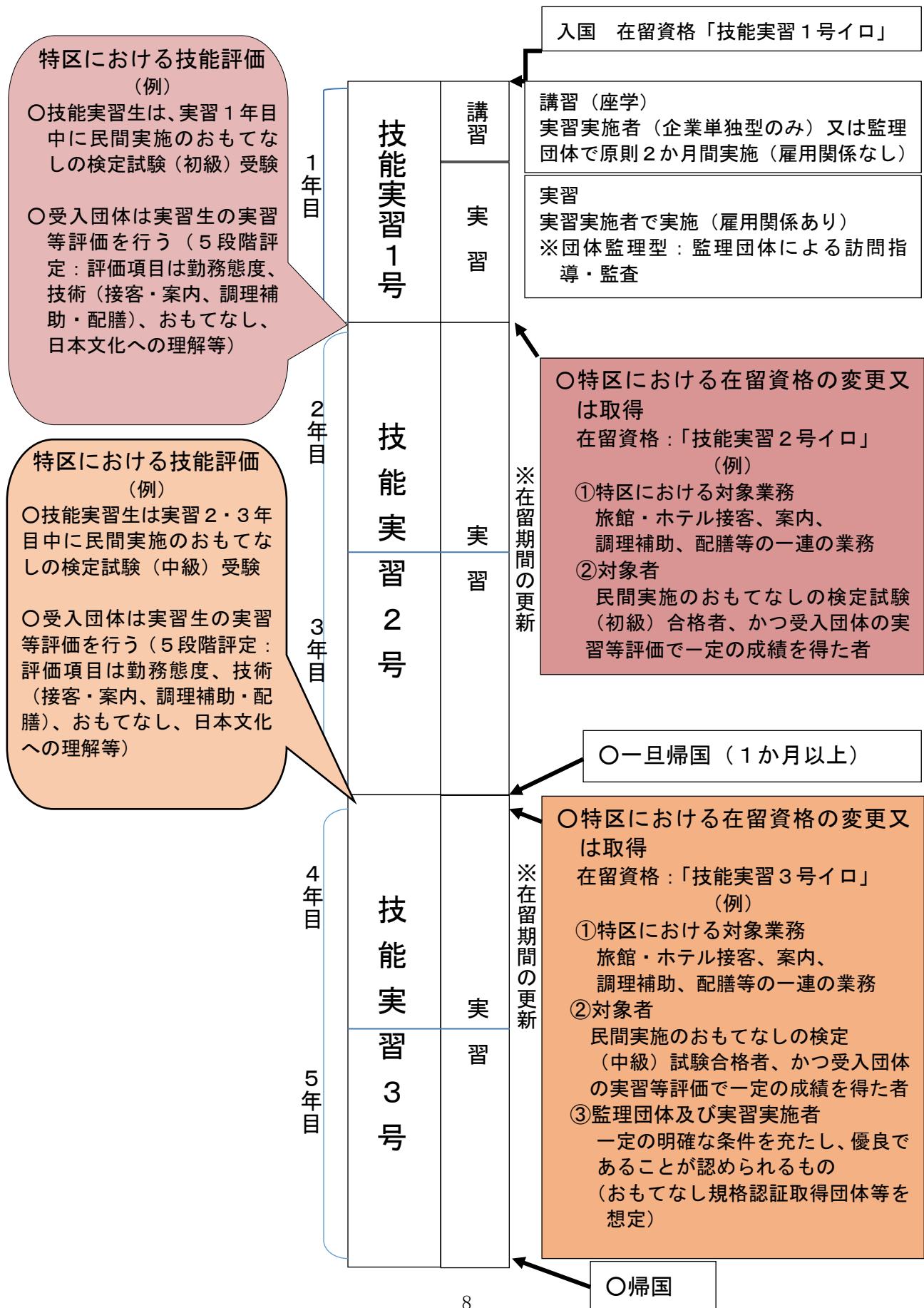
- 外国人の技能実習制度に基づく、旅館・ホテルにおける接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務を、技能実習2号、3号該当職種と同様に扱う。
- これら一連の業務の技能実習の技能評価の方法として、民間実施のおもてなし検定の活用と、受入団体による実習生の実習評価等を行うことで、技能評価制度に準じた措置として取扱う。（イメージ：次ページ）

3 提案が実現した姿

- おもてなし精神の日本文化に対する理解を含めた、日本のきめ細やかなサービスと高水準の技術習得・技術移転が可能になり、国際貢献としての所期の目的が十分に果たされる。
- また、副次的効果として県内旅館・ホテルの人材不足も解消され、外国人との共生による充実したサービスの提供により、観光産業の振興も図られる。

- 更に、日本のきめ細やかで高水準のサービスと技術の世界発信につながる。

特区における技能実習の流れと評価のイメージ



5 気象測定検定に合格していない測器の測定結果の公表容認

1 現状と課題

- 雪国である長野県において、冬季における道路の除雪は、日常生活の維持とともに、事故、病気、天災など緊急時における重要なライフライン確保のため、重要な課題となっている。
- しかしながら、昨今の地方における公共事業の削減に伴う建設事業者の減少、さらに重機オペレーターの減少などによって、除雪車の出動に影響を与えている状況にある。
- 当県では、道路情報ライブカメラなどにより積雪・積雪状況の把握を行っているが、中山間地が多い本県での効率的な除雪車の運用には、より広範囲にわたって細やかな積雪観測が求められている。
- さらに、住民に対しても、積雪状況とともに気温などの情報を提供することにより、運転時のタイヤの空転、スリップ等による恐れがあることを認識し、安全運転又は外出時の注意に繋がることを期待できる。
- しかしながら、気象観測及びその公表については、気象業務法第6条及び第9条により、検定を受けた気象測器が必要であり、その導入には高額な投資が必要となっている。
- また、新たに気象測器の検定を受けようとする場合には、その経費及び事務的なコストが生じることもあり、上記のニーズに応えようとする企業、自治体の取組に影響を与えている。

2 提案内容

上記のような一定のニーズに限定した気象観測情報を提供する場合には、検定未済の気象測器を使用できることとする。

この場合、検定未済の気象測器により取得した情報である旨を明示（注意書き）したうえで、ビジネス活用情報として公開を可能とする。

3 提案が実現した姿

- コスト削減により、道路上に数多く設置できることとなり、起伏に富んだ本県の地形に合った気象データを、行政の道路管理サービスに活用できる。
- さらに、地域ごとの気象関連情報は、道路上のみならず、農作物の生育・収穫等、観光地でのイベント開催などに関連する事業者や住民にとって、非常に有益な情報として活用され、新たなビジネス化への展開が期待できる。
- また、気象情報に関するビッグデータを低廉に収集することが可能となり、各種事業化への活用など産業振興に繋がる。

6 技適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可

1 現状と課題

- IoT を活用した商品開発には、ネットワーク構築が必須であり、そのためには有線ではなく無線による仕組みづくりが効率的である。
- 商品開発時の実証実験に際し、屋外にて電波を発信する場合、電波法第4条による無線局の免許が必要となるが、その取得には6か月間を要することとなっていることから、開発競争にさらされている企業にとっては選択し難いものとなっている。
- この点、同法第4条第1項ただし書により技術基準適合認証（技適マーク）のある機器（無線通信モジュール）については、免許審査手続きが不要となっているが、技適マーク取得済みの無線通信モジュール利用に限定した商品開発では、他の新商品あるいは廉価商品のモジュール（海外製品を含む）が利用できず、選択肢を狭めた開発となってしまう。
※電波法上、技適マークが無くても、無線通信モジュールの販売は可能。この場合には、電波暗室のみでの使用となる。
- 国際競争を意識した商品開発では、電波暗室以外にも屋外における多様な環境下での実証実験は必須であり、かつ、海外などの最新技術の導入、低コストの無線通信モジュールの導入は避けては通れないものと考えられる。

2 提案内容

新製品の開発に向けて試作品開発を行う場合に限り、次の条件など、科学的に許容できる状況下においては、技適マークのない機器（通信モジュール）を使用できることとする。

- ・使用する各種環境下において、周波数帯や出力等を限定すること
- ・時間、場所を特定すること
- ・実証実験により影響を受ける可能性のある関係者への周知を徹底すること など

3 提案が実現した姿

- 海外の最新技術を用いての商品開発や実証実験が可能となり、技術革新が促進され、国内市場のみならず海外市場のへ展開を視野にした製品の輩出に繋がる。
- 特に、大規模な電波暗室が使用できない中小企業、ベンチャー企業など、資金力に乏しい事業者による IoT 関連の商品開発への参入を後押しすることとなり、国内企業による第4次産業革命の推進が期待される。

近未来実証実験ワンストップセンターの設置

1 現状と課題

- ICT 関連企業などでは、環境測定ソフトウェアの企画・開発を行うに際して、様々な場面（災害防止のために川の水量を橋から計測する、街灯を活用して騒音のデータを測定するなど）における屋外での実証試験を行っている。
- このような環境測定による情報収集は、AI の活用に繋がるビックデータの収集・活用、成長期待産業である ICT 分野の振興にとって必須であり、さらには災害の未然防止等についても重要視すべきものと考えられる。
- さらに、こうした環境計測のみならず、各種実証実験を行うために費やす各種経費、労力等の削減により、企業の競争力確保、強化に繋がる支援や環境整備が求められている。

【手続きの煩雑さが、企業にとっての実証実験実施のハードルになっている】
道路、河川をはじめ、街灯、標識、看板、歩道橋など公的な各種構造物は、それぞれ管轄が異なる。
⇒「どうしていいかわからないからやめる」を無くしたい！

2 提案内容

関係する各機関との協定を締結することなどにより、実証実験にかかる諸手続きを一元化した窓口（仮称：「特区実証実験支援ワンストップ窓口」）を設置し、積極的な技術開発をサポートする。

国家戦略特別区域における、自動走行や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関する「ワンストップセンター」の設置に準じた取扱いにより、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。）

3 提案が実現した姿

- ICT 産業などの研究開発の促進に加え、AI、ビックデータの活用推進による地域経済の活性化に繋がるとともに、住民の安全・安心を確保するための取組にも生かされる。
- さらに、様々な手続きの煩雑さから従来断念していたセンサ導入が広がり、データの収集が拡大することによってデータ活用の新たな展開も期待できる。

海外からの農業人材受入に係る規制の特例措置の提案について

〈現状〉

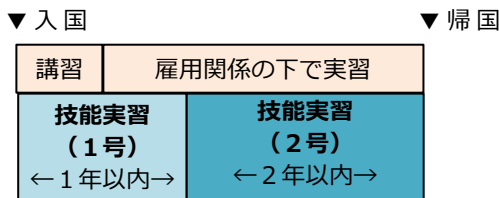
- ・長野県の夏秋期における葉菜類供給の全国シェア 9 割の生産を支えているのは外国人技能実習生であり、今後も技能実習生には大きな期待
(県内の実習生受入人数 1,905 名のうち、高原野菜産地である佐久地域での受入は 1,442 名で 76%)
- ・現在、外国人の農業就労は認められていない
- ・農業就業人口が減少している中、本県農業の生産力を維持するためには、中核的担い手の規模拡大とそれに応じた労働力を確保することが必要

〈提案の概要〉

外国人技能実習制度の要件緩和と専門技能を有する外国人の農業就労解禁をパッケージとして国家戦略特区を提案 (提案主体: 長野県・長野県農業協同組合中央会)

提案Ⅰ 外国人技能実習制度 (農業分野) の要件緩和

現在の制度



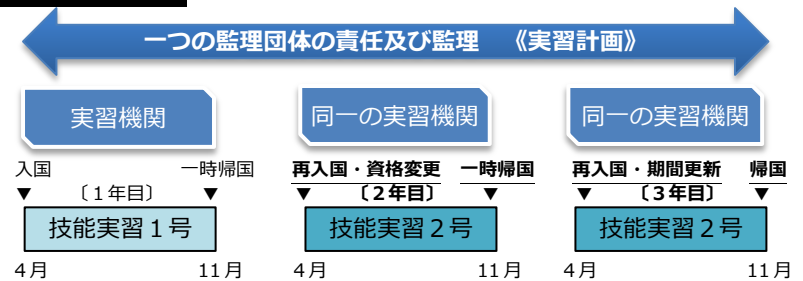
〈現行制度〉

- 在留(最長 3 年)は連続した期間であること
- 実習実施機関は一つの機関 (農家) であること

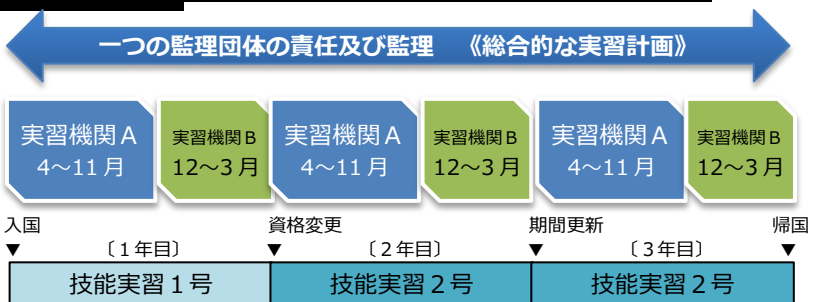
〈長野県の課題〉

- ◆高冷地の野菜産地では、4～11 月の数ヶ月の実習に留まり、2 号への移行が困難

提案Ⅰ-1 一時帰国と再入国を認める



提案Ⅰ-2 複数の実習機関での実習を認める



提案Ⅱ 特区メニュー (専門技能を有する外国人の農業就労解禁) の追加提案

国家戦略特区に係る国の動向

- 全国 5 つの自治体 (愛知県、茨城県、長崎県、秋田県大潟村、群馬県昭和村) が、農業分野での就労解禁を国家戦略特区で認めるよう提案
- 専門技能を有する外国人の農業就労を解禁する国家戦略特別区域法の改正が今国会で成立
- 年内には提案自治体の追加指定が検討されている (愛知県は指定済)

提案Ⅱ 長野県一円での農業就労の解禁

- ◆労働力の確保により産地を維持し、夏秋期における野菜類の全国への供給責任を果たす
- ◆長野県は全国をリードする高原野菜のみならず、りんごやぶどう等の果樹、施設花き、施設きのこなど、多様で高い技術力を有した農業生産が行われており、外国人材が望む多様な技術習得に幅広いパッケージで対応することができる。
- ◆受入体制 (案)
 - JA 長野県グループと連携し責任ある派遣事業者を確保
 - 県と関係市町村、国関係機関の連携による指導体制の整備

〈提案による効果〉

- ・将来に亘り本県農業の生産力が維持され、県産農産物が安定生産・安定供給される
- ・本県の持つ高い技術を外国人へ技能提供し、帰国後のビジネスモデルに繋げる (国際貢献)